

令和7年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	船久保	信昭	2番	西村	澄子
3番	稲生	茉莉子	4番	田中	夏代子
5番	内野	明浩	6番	吉居	恭子
7番	吉永	直子	8番	江頭	大助
9番	中村	孝三	10番	壽福	正勝

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	武末茂喜	副企業長	井上澄和
参与	小原博	参与	佐々木康広
局長	安藤敏洋	総務課長	内田尚史
浄水課長	成富勅公	施設課長	寺田洋
料金課長	村田直人		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	北島好英	書記	山田誠
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第9号から議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第9号 専決処分について（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）

議案第10号 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第13号 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 議案第14号 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について
- 報告第1号 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
- 報告第2号 令和6年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用
状況について

開会 14時00分

○西村議長 皆様こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5番内野明浩議員、6番吉居恭子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、明日の2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、明日の2日間と決定いたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第9号から議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

武末企業長。

○武末企業長 皆さんこんにちは。

本日、ここに令和7年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多用のところ御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の定例会に提出申し上げております議案は、議案第9号から議案第14号までの6件と報告2件でございます。

そのうち議案第9号は、令和7年9月30日付で専決処分したものでございます。

議案第9号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、部分休業に係る規定が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正したものでございます。

議案第10号は、春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、災害時その他非常の場合において、給水装置工事の円滑な実施を確保する

ため、規定の整備を図るものでございます。

議案第11号は、春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、建設業法施行令の一部改正に伴い、引用する条項の移動が生じるため、規定の整備を図るものでございます。

議案第12号は、令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出におきまして、修繕費、支払利息、消費税及び地方消費税の増額により、807万円を増額するものです。

資本的支出におきまして、固定資産購入費、企業債償還金の減額により、5,189万2,000円を減額するものです。

議案第13号は、令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和6年度の未処分利益剰余金34億5,508万円余のうち、3億円を資本金に組み入れ、3億円を建設改良積立金に積み立て、残りを繰り越すものでございます。

議案第14号は、令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算についてでございます。

令和6年度の収益的収支におきましては、収入において31億5,735万円余、支出において28億3,225万円余でありまして、当年度純利益2億5,224万円余を計上いたしております。

一方、資本的収支におきましては、収入において3億9,711万円余、支出において13億7,111万円余であります。資本的収入が資本的支出に対する不足額9億7,399万円余は過年度分の損益勘定留保資金等で補填いたしております。

報告第1号は、令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算繰越報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて、配水管布設工事においては、関連工事との工期の調整を要したもの、埋金浄水場耐震補強及び補修工事、東隈浄水場脱水機棟耐震補強及び補修工事設計業務においては、事業計画の再検討が必要となったものです。

次に、同法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越について、東隈浄水場薬品沈殿池修繕においては、製作期間の延長によるものです。

以上の理由から当企業団の予算を繰り越すこととなったため、地方公営企業法第26条第

3項の規定に基づき報告するものです。

報告第2号は、令和6年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてでございます。

これは、春日那珂川水道企業団情報公開条例第23条及び春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定に基づき報告するものです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも水道事業運営上、極めて重要なものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○西村議長 ただいま企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

内田総務課長。

○内田総務課長 総務課長の内田でございます。補足説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第9号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、令和7年9月30日付で専決処分したものでございます。

2ページに専決処分を添付しております。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業に係る規定が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、関係条例である春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例、春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、育児時間の取得形態の多様化で、現行1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当の範囲内の形態を設けるとともに、対象となる非常勤職員の子の年齢の引上げで、3歳に達するまでを常勤職員と同様に小学校就学の始期に達するまでなど、部分休業の制度を拡充するものでございます。

附則といたしまして、施行期日、部分休業時間に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

議案第10号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、令和6年1月に発生した能登半島地震において、給水装置の復旧が長期化した

ことを受け、災害時その他非常の場合において、給水装置の早期復旧に対応する業者を確保できるよう条文を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議案第11号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、現場技術者の専任合理化で、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用するなどの一定の要件に合致する工事に関して兼務を可能とするとともに、営業所技術者等が一定の要件に合致する工事の主任技術者等の職務を兼務できるなどの規定の創設による建設業法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の引用条項の移動が生じることから、規定の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

19ページをお願いいたします。

第4条企業債でございます。

配水管整備事業について、地方公共団体金融機構からの借入申請を行っており、借入利率が上昇していることから、令和7年度当初予算で定めた起債の借入れについて、利率の上限を3%以内から4%以内へと改めるものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

A3横の令和7年度補正予算（第1号）と題した資料をつけております。これにより説明を行います。

上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出でございます。

左側、収益的収入につきましては、補正の予定はございません。

次に、右側、支出予算額の補正予定額の欄を御覧ください。

水道事業費用では、807万円の増額補正を予定しております。

内訳につきましては、営業費用においては原水及び浄水費300万円の増額補正、修繕費の増額によるものでございます。

営業外費用においては、支払利息64万7,000円の増額補正、消費税及び地方消費税442万3,000円の増額補正を予定しております。

枠外を御覧ください。

収益的収支。収益的収入31億59万8,000円、収益的支出29億1,080万9,000円、収支差引き額1億8,978万9,000円、税抜き後の純利益は1億179万8,000円となり、既決予定額との差額は337万5,000円の減額となります。

次に、下段の資本的収入及び支出でございます。

左側、資本的収入におきましては、補正の予定はございません。

次に、右側の補正予定額の欄を御覧ください。

資本的支出において、5,189万2,000円の減額補正を予定しております。

建設改良費。諸設備費5,165万5,000円の減額補正、固定資産購入費の減額によるものでございます。これは、令和6年度から7年度までを期間とした水道調定収納システム更新に係る債務負担行為を見直すものでございます。

企業債償還金においては、23万7,000円の減額補正でございます。

枠外を御覧ください。

資本的収支。資本的収入3億5,174万1,000円、資本的支出15億2,361万円、差し引きますと11億7,186万9,000円の不足が生じます。これにつきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額8,681万4,000円、過年度損益勘定留保資金10億8,505万5,000円で補填をいたします。

続きまして、議案第13号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

43ページをお願いいたします。

これは、令和6年度末の未処分利益剰余金34億5,508万8,776円のうち、3億円を資本金に組み入れ、3億円を建設改良積立金に積み立て、残りを繰り越すものでございます。これによりまして、処分後の未処分利益剰余金は28億5,508万8,776円となります。

続きまして、議案第14号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算についてでございます。

78ページをお願いいたします。

A3横の令和6年度決算と題した資料をつけております。これにより説明を行います。

議案第12号の補正予算と同様に、上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

上段左側、収入の部の決算額の欄を御覧ください。

水道事業収益です。

水道事業収益の決算額31億5,735万4,814円、内訳としまして、営業収益の給水収益25億

7,169万円余、水道料金収入でございます。その他営業収益1億353万円余、下水道賦課徴収委託料等でございます。

次に、営業外収益でございます。

加入負担金1億8,392万円、給水装置工事の申込みの際に収納するものでございます。

他会計補助金358万円余、福岡地区水道企業団へ支払う費用等で、構成団体からの収入となります。

長期前受金戻入2億5,909万円余、これは国庫補助金、受贈財産、負担金等で取得しました資産の減価償却費に値する金額を計上しております。

その他営業外収益3,552万円余、これは有価証券の受取利息や東隈浄水場落雷被害に伴う災害共済金、消費税の更正の請求に伴う還付金等の雑収益でございます。

続きまして、上段右側、支出の部の決算額の欄を御覧ください。

水道事業費用です。

決算額は28億3,225万161円となっております。

まず、営業費用でございます。

原水及び浄水費5億2,292万円余、これは浄水場の運転管理に係る経費で、主なものは浄水場の運転管理や施設の点検等に要する委託料、修繕費、動力費等でございます。

配水及び給水費1億4,992万円余、これは配水池から各使用者へ水を送る経費で、主なものは公道の修理業務委託料、ポンプ施設の点検等の委託料、配水管等の修繕費等でございます。

業務費7,620万円余、料金徴収に係る経費で、検針、電話応対等の委託料、手数料等でございます。

総係費4億300万円余、企業団の全般的な管理事務を行う経費で、主なものは職員の人件費、委託料等でございます。

議会費424万円余、監査費70万円余となっております。

受水費5億265万円余、福岡地区水道企業団からの受水に係る費用でございます。

減価償却費10億1,234万円余、固定資産の減価償却費でございます。

資産減耗費1,384万円余、管路更新等により除却した配水管等の残存価格でございます。

次に、営業外費用です。

補助金43万5,000円、福岡地区水道企業団へ支出するものでございます。

支払利息6,803万円余、企業債の償還利息でございます。

消費税及び地方消費税6,864万円余、雑支出49万円余、過年度の水道料金還付支払い等

でございます。

営業費用の令和5年度からの繰越事業として、原水及び浄水費880万円、これは東隈浄水場落雷に伴う2号脱水機棟変圧器復旧工事によるものでございます。

以上が収益的収支でございます。

枠外の右側を御覧ください。

収益的収支。収益的収入31億5,735万4,814円、収益的支出28億3,225万161円で、収支差引き3億2,510万4,653円となり、税抜き後の純利益は2億5,224万4,277円となります。

次に、下段の左側の決算額の欄を御覧ください。

資本的収入です。

資本的収入の決算額は3億9,711万5,818円となります。

内訳としまして、企業債3億円、工事負担金549万円余、これは消火栓設置等に係る費用を構成団体等から収入するものでございます。

出資金4,729万5,000円、福岡地区水道企業団へ出資として構成団体からの収入でございます。

国庫補助金及び出資金の繰越しは、令和5年度の埋金浄水場の耐震補強及び補修工事の繰越により、令和6年度に収入するものでございます。

次に、下段右側の決算額の欄を御覧ください。

資本的支出でございます。

資本的支出の決算額は13億7,111万899円となっております。

内訳としまして、建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費8,499万円余、主に浄水場施設整備に要したものでございます。

配水施設整備費5億105万円余、配水管等の管路整備に要したものでございます。

諸設備費2,587万円余、水道メーター出庫、固定資産購入費でございます。

企業債償還金4億7,814万円余、企業債の償還元金でございます。

投資4,729万5,000円、福岡地区水道企業団へ出資するものでございます。

建設改良費の令和5年度からの繰越事業として、水源・浄水場施設整備費1億3,519万円、これは埋金浄水場の耐震補強及び補修工事、配水施設整備費9,856万円余、これは配水管布設替工事2件となります。

以上が資本的収支でございます。

枠外右側を御覧ください。

資本的収支。資本的収入3億9,711万5,818円、資本的支出13億7,111万899円、収入から支出を差し引きますと、不足額としまして9億7,399万5,081円となります。この不足額に

つきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額7,196万6,404円、過年度損益勘定留保資金6億202万8,677円、建設改良積立金取崩し額3億円で補填をいたします。

また、令和6年度から令和7年度への繰越しにつきましては、枠外下の米印の部分に記載しております。収益的支出においては、原水及び浄水費の不用額2,837万46円のうち39万808円を繰り越します。

資本的支出においては、水源・浄水場施設整備費の不用額477万8,639円のうち138万6,000円を、配水施設整備費の不用額1億7,496万3,036円のうち8,646万円を繰り越します。

続きまして、報告第1号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算繰越報告についてでございます。

99ページをお願いいたします。

予算の繰越しにつきましては、議案第14号の決算の最後に説明いたしました繰越しについて詳細を表でまとめております。

資本的支出においては4件、うち配水管布設工事2件、浄水場施設耐震補強等事業2件となっており、繰越額は翌年度繰越額の欄に記載しております。

繰越額の合計は8,784万6,000円となり、繰越し理由は道路工事との工程調整によるもの、令和6年度前倒し事業において事業計画の再検討によるものでございます。

100ページをお願いいたします。

収益的支出においては、東隈浄水場薬品沈殿池の修繕で39万808円を繰り越すこととしており、繰越し理由は部材の製作期間延長によるものでございます。

続きまして、報告第2号令和6年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてでございます。

102ページをお願いいたします。

情報公開制度の運用状況につきましては、開示請求が19件、うち17件を全部開示、1件を一部開示、1件を不開示としております。

104ページをお願いいたします。

個人情報保護制度の運用状況につきましては、自己に係る個人情報の開示請求は139件です。外部提供につきましては31件となっており、全て警察署等からの法的根拠のあるものとなっており、所定の手続により開示しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○西村議長 これにて提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。
明日は午後 2 時から本会議を開きます。
本日はこれにて散会にしたいと思います。

散会 14時29分